

# 第一章 ニワバ

## 目次

- 一 ニワバという言葉の分布
- 二 ニワバの範囲と機能
- 三 まとめ

### 一 ニワバという言葉の分布

村落社会は、伝統的な諸集団によつて維持されている。村内の区画の一種であるニワバも、人々の生活を様々な側面から規制しているが、その機能や地理的範囲については、ニワバ毎に異なっている。

ニワバに関する報告は、管見によれば、昭和二四年四月の、女性民俗研究会による「西多摩郡平井村のニハバに就いて」が最初である。<sup>①</sup>それによると、平井村、大久野村（共に現日の出町）で「字（部落）」をニハバと言ひ、各ニハバには、「オブスナ様（ウブスナ様）」が祀られている、という。この報告は、その後、『綜合日本民俗語彙』にそのまま採用されている。

福生市内では、ニワバはごく一般的に使用されていたようで、現在でも中年以上の地付きの人々は、自然と会話の中で使っている。

この点は、隣の羽村町も同じようである『羽村町史』にもニワバについて述べてあり、『会報羽村郷土研究』では問題を追求している。又秋川市でも使われている。青梅市になると小曾木や野上でも使用されている。檜原でもこのニワバの語を使うという。<sup>②</sup>多摩地区では、以上のようである、隣県、神奈川では和田正洲氏が報告されており、『神奈川県史』各論編5民俗には、「ニワ、ニワバ」の語の使用をマッピングしている。それによれば、神奈川中央部に集中し、一四ヶ所調査報告されている。多摩地区の報告が少なく、もつと詳細に調査しなければならぬが、神奈川、多摩と境を接する地域に集中

している点は注目してよい。他に報告されている地域として江戸川区鹿骨町がある。ここには「ニワ」と称する社会組織のあることが『東京都民俗資料緊急調査報告（昭和四一年）』により知れる。それによると、村には五つのニワがあり、ニワには共有物としての膳・椀・七輪・鍋（鍋カ）などがあつた、という。これは、我々が調査している福生市でいう膳椀倉と同じものと考えられる。福生においては、その膳椀倉の維持集団がニワバの地理的範囲と一致する場合と、しない場合が見られるようである。この点について、ニワバの機能及び範囲、膳椀倉の機能について、その実態を明らかにしたいと思う。

### 二 ニワバの範囲と機能

福生市は、旧福生村（加美・長沢・永田・志茂・福生分牛浜地区）と、旧熊川村（熊川分牛浜・鍋ヶ谷戸・内出・南地区）とから成り立っている（但、この他に二・三の新地区名がある）。『新編武蔵風土記稿』にあげられている小名を現在と対称すると次のようになる。

これらの小名を現在の町内会ともからめて人々の意識上——それはとりもなおよさず社会的機能をも意味する——から、ニワバの地理的範囲を探ると、次のような類型が抽出される。但、名称は、『新編武蔵風土記稿』の小名、現行町内会、旧村の順に記し、町内会と小名との関係については、必要に応じて注記した。また膳椀倉と町内会、小名、ニワバとの関係にも留意して類型化を試みたので、これらの名称が、どのような関係にあるかを見ることによつて、ニワバの種々相もうかがえるかと思う。なお図Iは、確認し得た膳椀倉の分布図である。

I 町内全体をニワバと言ひ、ニワバ共同で膳椀倉を管理す



# 膳椀倉存在場所



図I 膳椀倉の分布図

この三地区は、福生市内でも最も古くから開けたと思われる地域である。

a 南地区は、地付きの家及び近年の分家のあわせて四八戸（四九戸とも言う）が、七組（八組とも言う）に分かれてニワバを維持しており、ヨソモノは加入を認めない。一組五・六軒が年番となつて、二月初午（戦時中から二月一日）に、石川酒造前の部落稲荷に集まり、熊川神社の神主を呼んで、祝詞をあげてもらふ。当日は五色の紙に「奉納正一位稲荷大明神」と書いた幟を祠のまわりに立てるほか、こんもりと盛つた小豆飯、豆腐、油揚、めざしなどを進げる。また、大正の初め頃までは、年番は早朝に起き出して、小学校に入学する前の子供達に、一合分程の小豆飯のお握りを配つたという。その当時、子供は「お稲荷様の御用心、コウヤク代をおくれ、おあげにこあげ、こあげの段から落つこつた。赤いチンポをすりむいた。チンチヨダ、チンチヨダ。」などと、太鼓を叩きながら唱い、部落中ねり歩いてお金を貰つたという。このお金は年番に渡され、年番は菓子に代えて子供に与えたという。

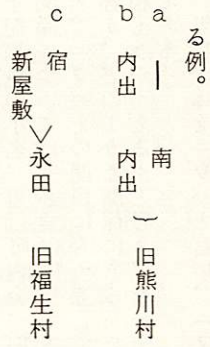
現在では、境内での祭りが終わると、南倶楽部に集まり、会費千円で仕出しを用意し、親睦をはかつている。それ以前は年番の家を宿にして、ウドン・ソバなどを作つて共食したという。その時に使われたのが膳椀倉に保管されている膳椀で、南部落では、收藏されている膳椀を全て使ひこなさなければならぬことになっており、これを道具改めと称していた。また農地改革前までは、稲荷免という共有地があり、これを借りた者は小作料を石川弥八郎家に納めたそうである。なお年番の交代は、一月七日のウタイソメの日に決められる。

この三地区は、福生市内でも最も古くから開けたと思われる地域である。

a 南地区は、地付きの家及び近年の分家のあわせて四八戸（四九戸とも言う）が、七組（八組とも言う）に分かれてニワバを維持しており、ヨソモノは加入を認めない。一組五・六軒が年番となつて、二月初午（戦時中から二月一日）に、石川酒造前の部落稲荷に集まり、熊川神社の神主を呼んで、祝詞をあげてもらふ。当日は五色の紙に「奉納正一位稲荷大明神」と書いた幟を祠のまわりに立てるほか、こんもりと盛つた小豆飯、豆腐、油揚、めざしなどを進げる。また、大正の初め頃までは、年番は早朝に起き出して、小学校に入学する前の子供達に、一合分程の小豆飯のお握りを配つたという。その当時、子供は「お稲荷様の御用心、コウヤク代をおくれ、おあげにこあげ、こあげの段から落つこつた。赤いチンポをすりむいた。チンチヨダ、チンチヨダ。」などと、太鼓を叩きながら唱い、部落中ねり歩いてお金を貰つたという。このお金は年番に渡され、年番は菓子に代えて子供に与えたという。

この三地区は、福生市内でも最も古くから開けたと思われる地域である。

a 南地区は、地付きの家及び近年の分家のあわせて四八戸（四九戸とも言う）が、七組（八組とも言う）に分かれてニワバを維持しており、ヨソモノは加入を認めない。一組五・六軒が年番となつて、二月初午（戦時中から二月一日）に、石川酒造前の部落稲荷に集まり、熊川神社の神主を呼んで、祝詞をあげてもらふ。当日は五色の紙に「奉納正一位稲荷大明神」と書いた幟を祠のまわりに立てるほか、こんもりと盛つた小豆飯、豆腐、油揚、めざしなどを進げる。また、大正の初め頃までは、年番は早朝に起き出して、小学校に入学する前の子供達に、一合分程の小豆飯のお握りを配つたという。その当時、子供は「お稲荷様の御用心、コウヤク代をおくれ、おあげにこあげ、こあげの段から落つこつた。赤いチンポをすりむいた。チンチヨダ、チンチヨダ。」などと、太鼓を叩きながら唱い、部落中ねり歩いてお金を貰つたという。このお金は年番に渡され、年番は菓子に代えて子供に与えたという。





このように、南地区においては、膳枕倉を維持運営している人々と、稻荷講を行なっている人々とは同一集団であり、また南という部落全体をニワバと言っている。

b 内出地区も右と同じように機能されている。戸数は四四戸で、ニワバはやはり内出部落全体を指す。なお内出と南の地区は地続きであり、熊川神社の祭礼など一諸にやっっており、似たような機能が多く見られる。(第三章参照)

以上、右の二地区は、『新編武蔵風土記稿』に見られる小名(南は記載されていないが)の地理的空間がニワバの範囲を示すことになつている。

c 永田地区は、『新編武蔵風土記稿』に記されている小名のほか、ホリツパタ(堀端)を含む地域である。シユクというのは、青梅街道沿いに拓けたからとも、対岸の草花(現秋川市)の人々が多摩川の渡船場を経て、所沢へ行く所沢街道の宿にあたつていたからできた地名だとも言う。ちなみに、カミシユク・シモシユクという屋号がシユクにはある。ホリツパタとは、玉川上水の側に拓けてできたからだという。これら両地区から派生してできたのがアラヤシキで、古い永田地区にあつては、比較的新しく拓けた地域、と言いつて伝えられている。

年番は、六軒で部落の端から順番に廻つてくる。年二回、トウツキアイと称して、四月三日と十一月二三日の水神様の日に、年番の家の中でも一番大きい家に集まつて、総会が開かれる。水神様は多摩川を流れてきて、この地にあがつた神様だといひ、昔の田用水の取り入れ口に祀られている。今では、水神様境内の永田倶楽部に集まつて総会を開く。

また八月一日の八雲神社(神明社に合祀)、俗に天王様の神事には、地区の子供が中心になつて万燈作りが行なわれた。このほか、一月七日のウタイゾメの日は、若い衆仲間の総会で、十五才になつた若者あるいは縁付いてきた婿が、酒一升を持ってきて仲間入りしたが、これは一年間の諸行事を担当する年番(ニワバの代表)とは別の組織である。

主要な部落内年中行事は、右の如く永田地区全体で一単位をなし

ているが、通過儀礼中、葬送習俗においては、三区それぞれが独立に機能している。たとえ、シユクの某家に死者が出た場合、コロバシ(触れ継ぎ)は、シユク中のみで止められ、他の二区には言い継がないし、穴番は穴番帳にもとづいて、シユク内から五名が出る。あくまで永田地区全体のレベルまでには至らないで、消化されているのである。この点は、南地区とは大いに異なつてゐる。南地区では、穴番のことをメド番とも言ひ、やはりメド帳にもとづいて決められるが、その選出方法は、各組から一人であり、結局南地区全体で葬送儀礼を担うことになる。

以上から気付くことは、南地区では、地区全体が部落内諸行事及び葬送儀礼に対処しているのに対し、永田地区では部落内諸行事にのみ地区全体で参与し、葬送儀礼においては部落内の三区がそれぞれ独立に機能しているという点である。また、宿、新屋敷、堀端が各々膳枕を有しているわけではないことも注意される。なお南、内出地区ともに地付きの家が四十余戸であることは、ニワバを構成する戸数を見てゆく際、手掛りになると思われ。

## II 町内会とニワバの範囲に史的変遷が見られるが、各ニワ

バで膳枕倉を管理している例

- a 鍋ヶ谷戸 鍋ヶ谷戸 一 旧熊川村
  - b 牛浜 熊牛
  - 牛浜 福牛
  - c 中福生 福牛
  - 萱戸 志茂一
  - 原ヶ谷戸 志茂二
  - d 上内出 加美一
  - 馬喰ヶ谷戸 加美二
  - 上屋敷 加美二
- } 旧福生村

a 鍋ヶ谷戸地区はカミ・シモふたつに分かれており、熊川神社を中心とした周囲を鍋一と言ひ、カミを鍋二と呼んでいる。鍋一の



膳枕倉は、墓地内の一画にあつたが、七・八年前に処分したという。鍋二の膳枕倉は、国鉄五日市線熊川駅南部、奥多摩街道に面した地に現存する。鍋一、鍋二に分かれたのは戦時中で、それ以前は鍋ヶ谷戸全体で四〇戸前後だったという。南、内出地区と同様、ニワバを構成する戸数を考える際注意される。

牛浜地区は、五日市街道を狭みふたつに分かれています。ミチのカミが旧福生村の領分であり、ミチシモが旧熊川村に属している。福生・熊川両村は古くから組合村として一単位に数えられており、『新編武蔵風土記稿』の福生村、熊川村の両村に牛浜の小名が見られることは、すでに指摘した。膳枕倉は、五日市街道を多摩川方面にくだる上水の手前、牛浜橋際にあつたが、戦後活動し、一〇年前に壊して、器物類は競売にふした。

膳枕は、葬式、婚礼、帯解きの際によく利用されたという。ミチシモに死者が出た場合、穴番は、熊川分で三人、福生分で二人出たが、火葬が普及するようになってからは廃止になった。また披露宴なども式場を借りてやるようになった上、七才の祝いの帯解きも、各家で独自にやるようになってからは、自然と膳枕倉を利用するところがなくなってきた。戦前までは、ミチシモで帯解きをする家は、まず子供を連れて地蔵様にお参りし、それから稲荷様に行き、最後に熊川村の氏神である熊川神社にお参りしたそうである。地蔵様とは、俗に子育て地蔵と言われ、九月二四日がお祭りの日であるという。最初は、現在福祉会館が建っている坂の脇に祀られていたのですが、今でもこの坂を地蔵坂と言っている。その後、地蔵の助さん（高橋助三郎氏）宅や、ウマゾウさん（田村馬蔵氏）宅に移したりしたが、六・七七年程前に井上東一氏宅裏にある千手院の墓地（俗に牛浜の墓地という）に移して現在に至っている。今では熊川分牛浜で祀っているが、それまでは両牛浜で祀っていたという。

一年中行事としては、正月二八日に年番の引き移りがあつた。両牛浜の各家から米三合、銭二・三銭を集め、倉から膳枕を出してきて料理を作ったという。また、この日はその年の四月に出かける御嶽講の代参者も決めた。以前は代参から帰ってきた日、四月八日に男だけの日待ちをやつたが、今では廃止になり御札だけを配って歩い

ている。このふたつの行事は、両牛浜で交互にヤドを持つたという。男だけの日待ちに対して、女衆の日待ちというのがあつた。カイコ日待ちがそれである。日は決まつておらず、これから忙しくなるという、三月の適当な日に、ヤドを決めてやつたという。やはり両牛浜で一緒にやり、ヤドも順繰りだつたという。しかし、これも養蚕の盛んな時分までで、戦時中の食料難を経てからは、廃止になっている。

二月初午の稲荷講は、熊川分だけで膳枕を利用したという。福生分は、熊川分に比べて戸数が少なかったため使わなかつたとも、日を改めてやつたのではないかと、とも言うが、はつきりしない。ただ稲荷講を両牛浜で行なつた形跡のないことが、この際重要である。牛浜の墓地内にお稲荷様が祀られていた頃には、稲荷免もあり、そのあがり（年貢米という）で日待ちをしたが、今は神主を頼むだけだという。その稲荷免は、五日市線が敷設される時に売却し、その収益で氏子総代の持つていた田百二十坪を再び稲荷免にして、その一画に稲荷様を移転して現在に至つた。

稲荷免と同じような共有田に、熊川神社の宮免がある。これも年貢米の一部を、九月二日の日待ちに宛てたそうである。

以上のような諸行事の際に、膳枕倉は大いに利用された。しかもこれらのニワバツキアイは、両牛浜を指したものであつた。現在、両牛浜のツキアイは、ほとんどなくなり、ニワバの名称も死語になりつつあるが、にもかかわらずミチシモの人々にニワバの範囲を尋ねると、熊川分を指すのである。牛浜地区のニワバの範囲の変化は、多分に行政的な意味もあらうかと思われるが、II-aの鍋ヶ谷戸地区や以下の諸地区は、戸数増加にともなう生活単位の分化が、ニワバの地理的範囲を変動させたものといえる。

中福生については、ニワバ共有の膳枕倉の歴史及び機能を、次章で詳細にとりあげる。ここでは中福生膳枕倉所蔵文書の分析を通して、ニワバの範囲に触れておきたいと思う。文書目録（後掲）に示されているように、その内容は、主にふたつの行事について記録されたものである。ひとつは、俗に天王様と称する八月一日の八雲神事である。この記録は九点しか存せず、明治二七年が最後であ



る。しかし、祭りは変容しつつ現在も行なわれている。(第三章參照)祭りの主体者は、多摩三番組(文書番号2・3)・福志茂(9・10)・福志茂氏子中(15)・中福生氏子中(17)と記されており(17)を除いてそのほかは、漸増しているが、中福生・萱戸・原ケ谷戸・牛浜を含む四地区の八〇戸前後である。同じく八雲神事の諸掛を記した文書(4)も、その費用を八四人割しているところから、「旧中福生」の呼称が、多摩三番組ほどの範囲を示し、所謂小名である中福生地区を指すものでないことは明らかである。文書(17)が、同じ八雲神事であるにもかかわらず、四二人割・四八人割の両様をとっていることは、その戸数から察して、中福生地区のみの氏子を指して記録したと言えよう。その地理的範囲は、小名である中福生と萱戸を含むものであることは、文書(2)の冒頭に「中庭場掛」と記されて四四軒割されていることや、文書(6)・(7)の地区割の連名を計算すると四四名になること、及び文書(11)に中福生萱戸四六戸と明記されていることから明らかである。そして第二は、この二小名が共に春日待ちを行なっている点である。春日待は、宿を決めて共食し、翌年の年番(行事とも書かれている)を決めることで、他地区で言うところのウタイゾメである。中福生では三月四日(稀に三日)に行なっていたが、明治三十七年より一月一七日に変更されて、昭和二三年に至っている。この間文書(32)のように「中福生萱戸中」や文書(41)の「年番交代拍手式」の記載が見えること、及び明治初期の中福生・萱戸地区の戸数を基礎にして増加の一途をたどっている点や、文書(42)の大正九年以降、「庭場總會」の語が一般的に用いられている点等から、ニワバの範囲が、中福生、萱戸の二小名を示していることは、疑う余地がない。伝承の上でも、トムライ、脱穀などは一緒にやったと言われ、戦時中志茂第一町会と第二町会に分かれた際(文書67)がその結果かと思われる。(これによると志茂一町内会は七〇名となっている)戸数の少なかった志茂二の方に属した萱戸が、従来のツキアイの關係上、三年程でまた志茂一の方にもどって現在に至ったなどは、両小名のつながりを示すまたとない例である。

以上のように、八雲神事に関する記録は、その主体が中福生・萱

戸・原ケ谷戸・牛浜(福生分牛浜であろう)の四地区で、総称して福生村下郷(志茂)、あるいは多摩三番組と言っていた広範な地域であるのに対し、春日待ちに関する記録は、中福生・萱戸の二小名のみ地域で、これが中福生地区で言うところのニワバの範囲を指していたことを知り得た。しかし、正確には、文書(6)・(8)のように、「春日待記」・「春日待費簿」と明記されて、しかも、「福生下郷」で担った記録もあるが、明治の半ばまでは、文書全体が福生下郷に比重が置かれているところから、中福生地区が下郷において中心的部落であつたことが想像される。ちなみに村役場は、この中福生におかれていた。牛浜は、熊川分牛浜とのツキアイがあるので、福生村という行政上の關係から下郷に組み入れられたのであろう。また原ケ谷戸は、中福生方面の人々の新田村として開拓されたという伝承があることや、「天保十三 寅八月末 公笹本」と記されたハンダイを永田の膳枕倉から譲り受けたことや、原ケ谷戸一三軒の稻荷講で膳枕の運営をはじめたという点から、明治半ば、中福生地区が原ケ谷戸・牛浜の記録を見せなくなつたあたりから独自に機能しだし、膳枕の講も組織されだしたのではないかと思われる。勿論、行政上町内会として位置付けられるのは、昭和二〇年以降であり、膳枕の解散は、昭和四七年の三月一九日である。

このように、中福生地区のニワバは、文書の上で行政の変遷がうかがえるにもかかわらず、その範囲は、一時的には離脱したとはいえず、萱戸を含む地域を意味するものであり、それは、とりもなおさず現在の第一町内会を指すことになる。そして、このニワバが共同で膳枕倉を維持管理していたのである。尤も昭和三三年に権利保有者の確認が行なわれているが、この点については次章でとりあげる。また、原ケ谷戸地区は、行政上福生下郷として、右の二小名及び牛浜と総括されていたが、戦時中の戸数増加によつて第二町会となつたのである。

d 加美地区には三個の膳枕倉が現存している。第一町会に一個、第二町会に二個である。第二町会は、上屋敷と馬喰ケ谷戸が合体してきたもので、もとは三区に分かれていたことが知れる。I・cに示した永田地区の三小名に、各一個の倉があるのが加美地区であ

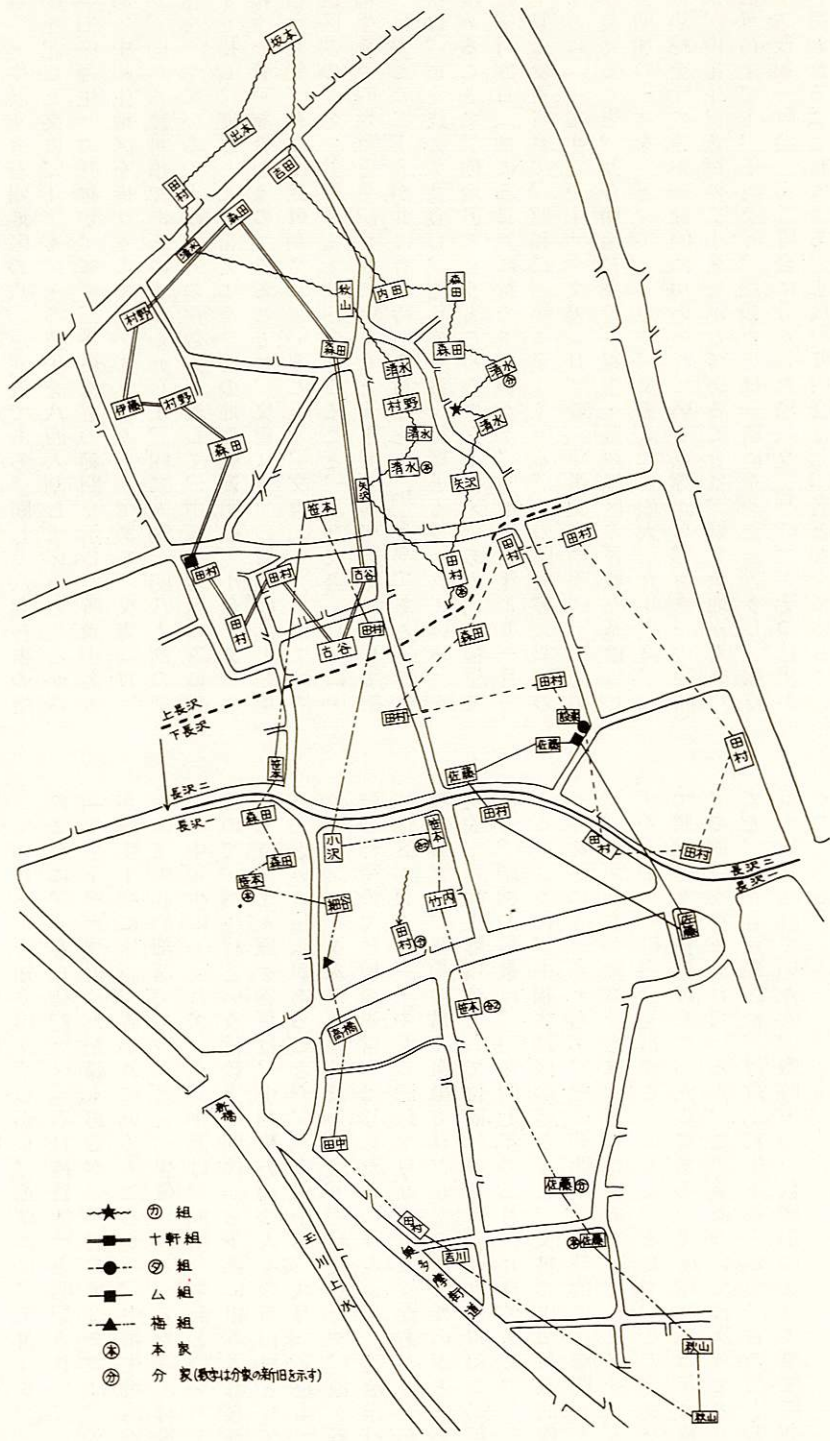


図 II 長 沢 の 梅 講 倉



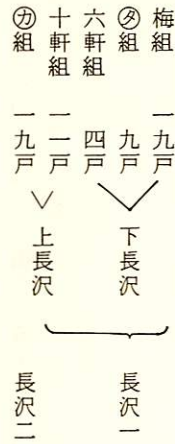
ると言える。ここで上げた馬喰ヶ谷戸は、後にアマノミヤと名を改めたという。アマノミヤとは、この地に天神様(第三章参照)の小祠があるところから出た地名であろうが、倉はこの社地の一面に現存している。

### III 町内会とニワバの範囲に歴史の変遷が見られる上、膳枕

倉の管理がニワバと別集団によってなされている例。

a 長沢 長沢 旧福生村

a 長沢地区には、五つの膳枕倉(椀講倉とも言う)があり、それぞれに名称がついている(図II参照)



以前は下長沢に三組、上長沢に二組の椀講があつたが、地区の改正にともない、現在では十軒組が第一町会に属したことにより、第二町会には⑦組のみが残った。⑦組では四人の当番(年番とは言わない)が一年交代で膳枕の管理をする。総会は一年に一回、五月頃に開くという。この⑦組の人々が言うところのニワバは、上長沢全体を指していたが、地区の改変後、今では第二町会を言う。すなわち、ニワバの範囲が行政区の改正によって変わった例である。しかし、ニワバの範囲が変わっても、この地における基本の社会生活組織、クミアイと近所ツキアイは、依然として元のままで機能されており、何等支障はないという。(この点については後述)

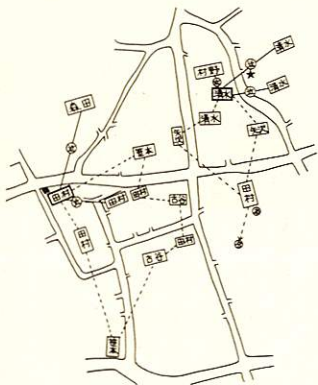
町会は、カミ・シモから二名の町会長が選出される。以前は区長が一名おり、その下に年番が、両地区から四名ずつ、右まわりの順でまわってきた。この年番の差配によつて、三月四日の総ツキアイをはじめ、二月一日の稲荷講、八月一日の天王様、九月一九日の薬師様、神明社秋祭りなどがとり行なわれている。以前は、この他

に二月一五日涅槃会、四月三日春祭り、四月八日花祭り等にも寄り合つたという。これらの諸行事は、すべてカミ・シモ一緒に行なうことが重要な点である。

なお総ツキアイの日には、親が亡くなつた者、分家として出た者が、酒一升を持参して仲間入りをする。青年会の仲間入りはこれとは別で、一七才になつた男子が、やはり酒一升を持参するのであり、早速その年の新任幹事に任命されて、下働きさせられたという。青年会は、処女会と合体して、大正一〇年頃に青年団と改称するが、その仕事は、雪かき、道標作り、桑畑の消毒、お祭りの御輿かつぎ、村芝居等であつた。青年団になつてからは運動会などもし、それらの運営費は電気代徴収の手数料であつたという。ニワバと青年団とは別箇に機能していたわけである。

さて、問題にしなければならぬのは、右にあげたツキアイが長沢地区全体で行なわれていたのに対し、婚礼や葬式といつた儀礼はカミとシモとで各々別々に機能されていたという点である。それを交えているのが、さきほど指摘した近所組合である。

近所組合とは、婚礼、葬式といつた通過儀礼や主だつた年中行事の時に發揮される相互援助で、近所ツキアイと組合ツキアイの両方



図III クミアイと近所ツキアイ

から成つている。たとえは⑦組の清水平八家を例にとれば、図IIIのように、近隣の四戸と、田村富十郎家から分家して、現在の長沢第二町会に移つた田村利一家を含めた総計六戸が、組合ツキアイの範囲である。これに対して近所ツキアイは、道路をはさんだ清水二家と隣家の村野家の三戸である。また同じく図IIIに記した十軒組の田村又一家を例にとれば、組合ツキアイは全部

で八戸であり、すぐ隣りの田村喜市家と道路向いの森田家の二戸が、近所ツキアイである。そして、笹本家二軒と田村一軒は組合ではあるが、膳椀倉は梅組に所属しているので、冠婚葬祭のツキアイはあつても、その際に利用する膳椀は、十軒組所蔵ではなく、梅組のものである。すなわち、椀講と呼ばれる所以である。

このように、近所組合のツキアイは、家々によつて異なつており、戸数も一定しないばかりか、その範囲も分家の創出などによつて広がりを見せており、ニワバを越えて存在するのである。だから、下長沢・上長沢といつた従来の区分が、政治的に長沢一・長沢二に区分されようとも、人々の生活を支えている近所組合は、何等影響されることなく継続しているのであり、その構成原理は、実質的には変化してはいないと言える。それ故、現在、ニワバと言う時、下長沢や上長沢を指さずに第一町会や第二町会を指すことに、何等抵抗が感じられないのも当然である。近所は文字通り近くの家、組合は隣組からきているものである。これが他の地域、中福生などの場合はこの膳椀倉の権利者を中心とするクミアイウチという交際があつた。ここでは、長沢という組合が隣組であり、五軒組を基礎にしているという。(第二章参照)

### 三 まとめ

以上の結果、ニワバの地理的範囲は、戸数の増加や行政的判断によつて、いかようにも変遷するものであることが理解できた。すなわち、その範囲は必ずしも小名の範囲と一致しないばかりか、戸数も四〇戸前後を限度として一単位(ニワバ)と考えられていたようである。しかも、通過儀礼・年中行事等に見られるその機能は、ニワバ毎に異なつていると言える。しかし、福生におけるニワバが地縁集団を核とする一区画であることは疑問の余地がない。又、当地に多く見られる膳椀倉の維持管理も、ニワバ単位の地域と、長沢地区のように講単位の二型があることはつきりした。この相違は、膳椀倉の成立過程の相違と考えられそうである。長沢の椀講は、ジンシリイという一種の地縁的集団による、相互扶助の一組織として創出

されたようで、隣町の羽村町のそれと似ている。なお、福生におけるニワバとジンシリイとの関係は全くなく、血縁集団的要素もない。

註 ① 『民間伝承』一三卷四号所収

② 宮岡和江「共同体組織としての「講」―多摩の村落構造の現況―」(『多摩のあゆみ』第一二号四六頁)

③ 滝沢博「市川家日記と庭場」(『会報羽村郷土研究』第三八・三九号)

④ 筆者昭和五三年三月二六日調査

⑤ 増田昭子女史御教示

⑥ 『日本民俗学会報』第一九号所収・『日本の民俗14神奈川』所収

⑦ 前掲註③によれば、南小曾木村の庭場の平均戸数を二七・五軒と算出している。



中福生膳椀會所藏文書目錄

年	月	日	文書名	内容	総人数	中福生人数
明治5年	6月	改	貸附金帳			
明治10年	8月	1日	八雲神事諸入費簿	福生村下郷中		
明治14年	8月	1日	八雲神事諸入用控	多摩三番組	84	44
明治14年	8月	1日	旧中福生控	多摩三番組	75	
明治15年	8月	1日	中福茅戸控		70	
明治16年	3月	3日	春日待記	福生下郷		
明治16年	7月	より	八雲神祭諸掛帳		74	
明治17年	3月	4日	春日待費簿	福生下郷	75	
明治17年	8月	2日	八雲日待記	福志茂	75	
明治17年	8月	1日	八雲神事諸入用控	福志茂組	74	
明治22年	3月	4日	春日待費帳			
明治25年	3月	4日	春日待掛り并連名帳			
明治26年	3月	4日	春日待諸掛帳			
明治27年	3月	4日	春日待諸掛			
明治27年	7月		八雲諸掛日待帳	福志茂氏子中		
明治27年	3月	9日	烟火諸費扣帳	中福生宣戸	52	
明治27年	7月	吉日	天重祭日記簿	中福生氏子中		
明治28年	3月	4日	春日待諸掛			
明治29年	3月	4日	春日待諸掛			
明治30年	3月	4日	春日待諸掛			
明治31年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治32年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治33年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治34年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治35年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治36年	3月	4日	春日待諸勘定帳			
明治37年	1月	17日	春日待諸掛り帳			
明治38年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治39年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治40年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治41年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治42年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治43年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治44年	1月	17日	春日待諸掛帳			
明治45年	1月	17日	春日待諸掛帳			
大正2年	1月	17日	春日待諸掛帳			

中福生宣戸中



37	大正5年1月17日	春日待諸掛	中福生茅戸部落	55
38	大正5年1月(昭和10年改之)	金銭出入帳		
39	大正6年1月17日	春日待諸掛		54
40	大正7年1月17日	春日待諸掛		57
41	大正8年1月17日	年番交代拍手式会春日待諸掛		53
42	大正9年1月17日	庭場總會諸掛		55
43	大正10年1月17日	庭場總會諸掛		55
44	大正11年1月17日	庭場總會諸掛		59
45	大正12年1月17日	庭場總會諸掛		60
46	大正13年1月17日	庭場總會諸掛		61
47	大正11年、13年	出勤簿		62
48	大正14年1月17日	庭場總會諸掛		62
49	大正15年1月17日	庭場總會諸掛		60
50	昭和2年1月17日	庭場總會諸掛		65
51	昭和3年1月17日	庭場總會諸掛		65
52	昭和4年1月17日	庭場總會諸掛		65
53	昭和5年1月17日	庭場總會諸掛		65
54	昭和6年1月17日	庭場總會諸掛		68
55	昭和7年1月17日	庭場總會諸掛		69
56	昭和8年1月17日	庭場總會諸掛		74
57	昭和9年1月17日	庭場總會諸掛		74
58	昭和11年1月17日	庭場總會諸掛		75
59	昭和12年1月17日	庭場總會諸掛		75
60	昭和13年1月17日	庭場總會諸掛		76
61	昭和14年1月17日	庭場總會諸掛		76
62	昭和15年1月17日	庭場總會諸掛		78
63	昭和16年1月17日	庭場總會諸掛		75
64	昭和17年1月15日	庭場總會諸掛		80
65	昭和18年1月15日	庭場總會諸掛		80
66	昭和19年1月17日	庭場總會諸掛		99
67	昭和20年1月17日	庭場總會諸掛		133
68	昭和22年1月	町内会總會決算	志茂第一町内会	
69	昭和23年1月17日	庭場總會諸掛及記録帳		
70	(明治) 37年度消防費用	残欠一丁		
71	(年不詳) 八雲神事費用細目力	残欠一丁		
72	(明治十五年) 日待諸費記録力			

氏子名簿 志茂  
 反故紙、覚書の類三丁  
 (年不詳) 庭場總會寄附者名簿力

中福生50 原ヶ谷戸13

志茂第一町内全員